|  |
| --- |
| 令和７年度　指定障害児通所支援事業者指導調書（児童発達支援） |
| 事業所名 | 　 | 運営法人名 | 　 |
| 事業所所在地 | 　 | 法人代表者 | 職名：　　　　　　　　氏名： |
|
| 連絡先ＴＥＬ | 　 | 管理者 | 氏名： |
| 連絡先ＦＡＸ | 　 | 連絡先メールアドレス |  |
| 指定年月日（直近の更新指定年月日） | 　　年　 　月　　　日（　　　　　　年　　　月　　　日） | 事業所指定番号 |  |
| サービス提供種別 | □　児童発達支援　　　　□　共生型児童発達支援　　　　（☑を記入してください） |
| ※記入及び提出に関する注意事項 |
| １　本調書には、特に指定をされている場合を除き、運営指導実施日の属する月の前々月の状況を記入してください。 |
| 　　また、確認事項を自己点検の上、点検の状況等を自己点検欄に記入してください。 |
| ２．本調書と別添「指定障害児通所支援事業所状況調査資料」を、運営指導実施日の１４日前までに２部提出してください。 |
|  |
| 記入者　　　職名：　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　 記入年月日　　　　　　　　　　　 |

児童福祉法に基づく指定児童発達支援の指導調書における表記等について

根拠法令

１．「法」とは、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」をいう。

２．「施行規則」とは「児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）」をいう。

３．「基準省令」とは「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）」をいう。

　　「基準条例」とは「島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第81号)」をいう。なお、条文を準用する場合は、準用元の条文の記載を省略しているので注意すること。

４－１．「告示」とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）」をいう。

４－２．「関連告示」とは「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年3月14日厚生労働省告示第128号）」をいう。

| 第１　基本方針 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 【　　共通　　】 | １　指定障害児通所支援事業者等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(個　　　別支援計画)を作成し、これに基づき利用者に対して指定児童発達支援を提供するとともに、その効　　果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ　効果的に指定児童発達支援を提供しているか。２　指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めているか。３　指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。４　指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。５　指定通所支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団　生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。 | １．　適　・　否２　　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否５．　適　・　否 | 基準省令第3条第1項基準条例第4条第1項基準省令第3条第2項基準条例第4条第2項基準省令第3条第3項基準条例第4条第3項基準省令第3条第4項基準条例第4条第4項基準省令第4条基準条例第5条【共生型】基準省令第54条の5（第４条準用）基準条例第55条の5（第５条準用） |

| 第２　人員に関する基準 |
| --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　従業者の員数［関係書類］・運営規程・資格証・研修修了証・勤務表・出勤簿・給与台帳 | 【児童発達支援】Ⅰ　児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く）Ａ　主として重症心身障害児を通わせる以外の場合１　指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。1. 児童指導員又は保育士

児童指導員又は保育士の総数は、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次のとおりとなっているか。イ　障害児の数が10までは、2以上ロ　障害児の数が10を超えるときは、2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上1. 児童発達支援管理責任者 　1以上

２1. 日常生活を営むに必要な機能訓練を行う場合、機能訓練担当職員を置いているか。
2. 医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員　　　　をそれぞれ置いているか。

ただし、以下の場合は看護職員を置かないことができる。(1)医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、医療的ケアを行う場合(2)喀痰吸引等の登録事業所において、喀痰吸引等のみを必要とする障害児が利用する場合に介護福祉士をおいた場合(3)特定行為のみを必要とする障害児が利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合（①、②により機能訓練担当職員又は看護職員を置いた場合、機能訓練職員等が事業所単位ごとに専ら指定児童発達支援の提供にあたる場合には、当該機能訓練担当職員等を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。）３　１の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっているか。４　１①の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は常勤となっているか。５　３（機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含める）の場合における１①の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。６　１②の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。 | １．　適　・　否常勤換算後の従業者の員数　（　　　　）①　児童指導員等　　（　　）②　児童発達支援管理責任者　　（　　）２　　適　・　否　・　該当なし○機能訓練担当職員　（　　）○看護職員　（　　）３．　適　・　否４．　適　・　否常勤の児童指導員等の員数　（　　人）５．　適　・　否・　該当なし６．　適　・　否　 | 基準省令第5条第1項基準条例第6条第1項基準省令第5条第2項基準条例第6条第2項基準省令第5条第3項基準条例第6条第3項基準省令第5条第5項基準条例第6条第5項基準省令第5条第6項基準条例第6条第6項基準省令第5条第7項基準条例第6条第7項基準省令第5条第8項基準条例第6条第8項 |
|  | Ｂ　主として重症心身障害児を通わせる場合１　主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。①　嘱託医　　　　　　　　　　1以上②　看護職員　　　　　　　　　1以上③　児童指導員又は保育士　　　1以上④　機能訓練担当職員　　　　　1以上（ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については置かないことができる）⑤　児童発達支援管理責任者　　1以上 | １．　適　・　否常勤換算後の従業者の員数①　嘱託医　　（　　）②　看護職員　（　　）③　児童指導員又は保育士　　（　　）④　機能訓練担当職員　　　　（　　）⑤　児童発達支援管理責任者　（　　） | 基準省令第5条第4項基準条例第6条第4項 |
| １－２　共生型児童発達支援の従業者の員数［関係書類］・運営規程・資格証・研修修了証・勤務表・出勤簿・給与台帳 | １　共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受ける利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上となっているか。２　共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上となっているか。３　共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等指定小規模多機能型居宅介護事業者等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしているか。 | 1. 適　・　否
2. 適　・　否
3. 適　・　否
 | 【共生型】サービス基準省令第54条の２～４サービス基準条例第55条の２～４ |
| ２　管理者【関係書類】・運営規程・勤務表・出勤簿・給与台帳 | １　指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか（ただし、指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職種に従事させ、又は当該児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる） | １．　適　・　否 | 基準省令第7条基準条例第8条【共生型】基準省令第54条の5（第７条準用）基準条例第55条の5（第８条準用） |
| ３　従たる事業所 | １　主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第8条基準条例第9条【共生型】基準省令第54条の5（第８条準用）基準条例第55条の5（第９条準用） |

| 第３　設備に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　設備及び備品等［関係書類］・平面図 | １　指定児童発達支援事業所は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。２　１に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えているか。３　１に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りではない。）【設備の特例】多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否 | 基準省令第9条基準条例第10条 |
| ２　共生型児童発達支援の設備［関係書類］・平面図・利用者の数がわかる書類 | １　共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者指定生活介護事業所として満たすべき設備基準を満たしているか。（ただし、必要な設備等について障害児が使用するものに適したものとするよう配慮すること。）※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　当該設備については、共生型サービスは障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害児、障害者又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。２　共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であるか。３　共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等指定小規模多機能型居宅介護事業者等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有したものであるか。 | １．　適　・　否２　食堂及び機能訓練室の面積　　　　　　　　　㎡３．　適　・　否 | 【共生型】サービス基準省令第54条の３、４サービス基準条例第55条の３、４ |

| 第４　運営に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　利用定員【関係書類】・重要事項説明書・運営規程 | １　指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上としているか。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、利用定員を5人以上としているか。※利用定員に関する特例①指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所の利用定員の合計数は、全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所にあっては、5人以上。）とすることができる。②指定通所支援事業のみを行う多機能型事業所を除く多機能型事業所の利用定員が20人以上である場合は、当該多機能型事業所において実施する指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上とすることができる。③主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、その利用定員を5人以上とすることができる。④主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護を併せて行う場合は、その利用定員を当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。 | １．　適　・　否　　定員　（　　　）人 | 基準省令第11条、基準条例第12条、 |
| ２　内容及び手続の説明及び同意［関係書類］・重要事項説明書・利用契約書・運営規程 | １　指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該通所給付決定保護者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の通所給付決定保護者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。２　指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | １．　適　・　否　①説明状況  　□ 全員に説明済み  　□ 一部未終了（未終了者　　　　人） 　□ 説明未済 　②重要事項説明書等への記載事項（運営規定の概要）　　□ 事業の目的及び運営の方針□ 従業者の職種、員数及び職務の内容□ 営業日及び営業時間 □ 利用定員□ 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から　受領する費用の種類及びその額□ 通常の事業の実施地域 □ サービス利用に当たっての留意事項□ 緊急時等における対応方法□ 非常災害対策□ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当　該障害の種類□ 虐待の防止のための措置に関する事項□ その他運営に関する重要事項　　　　　　　　　（その他）　　□ 従業者の勤務体制　 □ 事故発生時の対応□ 苦情処理体制□ 提供するサービスの第三者評価の実施状況２．　適　・　否　①交付状況　　□ 全員に交付済み　　□ 一部未交付（未交付者　　　　　人）　　□ 未交付②記載事項　　□ 経営者の名称　　□ 主たる事務所の所在地　　□ 提供するサービスの内容　　□ 利用者が支払うべき額に係る事項　　□ サービス提供開始年月日　　□ 苦情受付窓口 | 基準省令第12条基準条例第13条【共生型】基準省令第54条の5（第12条準用）基準条例第55条の5（第13条準用） |
| ３　契約支給量の報告等［関係書類］・受給者証・市町村への契約内容報告書 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　事業者は、サービスの提供に係る契約が成立した時は、通所給付決定保護者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該サービスの内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりのサービスの提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。２　当該契約に係るサービスの提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供したサービスの量を記載することとしたものである。２　契約支給量の総量は、通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。３　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。４　指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、１から３に準じて取り扱っているか。 | １．①記載状況　□　全員に記載済み　□　一部未記載（未記載者　　　　　　人）　□　未記載　　②記載事項　□　事業者及び事業所の名称　□　サービス内容　□　契約支給量　□　契約年月日２．　適　・　否　３．　適　・　否　４．　適　・　否　 | 基準省令第13条基準条例第14条【共生型】基準省令第54条の5（第13条準用）基準条例第55条の5（第14条準用） |
| ４　提供拒否の禁止 | １　指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。※正当な理由に該当するもの　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合・主たる対象とする障がいに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な障害福祉サービスを提供することが困難な場合・入院治療が必要な場合 | １．　適　・　否　・　該当なし正当な理由により提供を拒否したことがある場合理由： | 基準省令第14条基準条例第15条【共生型】基準省令第54条の5（第14条準用）基準条例第55条の5（第15条準用） |
| ５　連絡調整に対する協力 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | １．　適　・　否　 | 基準省令第15条基準条例第16条【共生型】基準省令第54条の5（第15条準用）基準条例第55条の5（第16条準用） |
| ６　サービス提供困難時の対応 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、通所給付決定保護者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第16条基準条例第17条【共生型】基準省令第54条の5（第16条準用）基準条例第55条の5（第17条準用） |
| ７　受給資格の確認［関係書類］・受給者証 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | １．　適　・　否 | 基準省令第17条基準条例第18条【共生型】基準省令第54条の5（第17条準用）基準条例第55条の5（第18条準用） |
| ８　障害児通所給付費の支給の申請に係る援助 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第18条基準条例第19条【共生型】基準省令第54条の5（第18条準用）基準条例第55条の5（第19条準用） |
| ９　心身の状況等の把握［関係書類］・個別支援計画・個人別記録 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | １．　適　・　否　個人別記録への記載状況：　有　・　無 | 基準省令第19条基準条例第20条【共生型】基準省令第54条の5（第19条準用）基準条例第55条の5（第20条準用） |
| 10　指定障害児通所支援事業者等との連携等［関係書類］・アセスメント記録・個人別記録 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するに当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか | １．　適　・　否　２．　適　・　否　 | 基準省令第20条基準条例第21条【共生型】基準省令第54条の5（第20条準用）基準条例第55条の5（第21条準用） |
| 11　サービスの提供の記録［関係書類］・サービス提供実績記録等・個人別記録 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定児童発達支援の提供の都度記録しているか。※記録の時期　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者及び事業者が、その時点での当該サービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならない。２　指定児童発達支援事業者は、１の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。 | １．　適　・　否　記録すべき内容　□ サービス提供日　□ サービスの具体的内容□ 利用者負担額□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）２．　適　・　否　 | 基準省令第21条基準条例第22条【共生型】基準省令第54条の5（第21条準用）基準条例第55条の5（第22条準用） |
| 12　指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることができる金銭の支払の範囲等［関係書類］・運営規程・重要事項説明書・利用契約書・領収書の控・同意書 | １　指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。２　１の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。（ただし、次項の１から３までに掲げる支払については、この限りでない。） | １．徴収する費用(・ )(・ )(・ )２．書面交付状況  □ 契約書  □ 同意書  □ 口頭同意のみ  □ その他（　　　　　　　　　　）　 | 基準省令第22条基準条例第23条【共生型】基準省令第54条の5（第22条準用）基準条例第55条の5（第23条準用） |
| 13　通所利用者負担額の受領［関係書類］・運営規程・重要事項説明書・請求書・利用契約書・領収証・同意書 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。２　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けているか。1. 治療を行う場合以外　児童発達支援に係る通所支援費用基準額
2. 治療を行う場合　　　①の額のほか、児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療に係るものに

つき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額３　指定児童発達支援事業者は、１及び２の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げるもの以外の支払を当該通所給付決定保護者から受けていないか。①　食事の提供に要する費用（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）②　日用品費③　①②のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの４　指定児童発達支援事業者は、３①の費用について、食材費及び調理等に係る費用に相当する額を基本としているか。５　指定児童発達支援事業者は、１から３までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。６　指定児童発達支援事業者は、３の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし６．　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第23条基準条例第24 条【共生型】基準省令第54条の5（第23条準用）基準条例第55条の5（第24条準用） |
| 14　通所利用者負担額に係る管理［関係書類］・利用者負担合計額に関する市町村への報告書及び他の事業者に対する通知書の控 | １　指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定障害児通所支援に係る通所利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第24条基準条例第25条【共生型】基準省令第54条の5（第24条準用）基準条例第55条の5（第25条準用） |
| 15　障害児通所給付費の額に係る通知等［関係書類］・通知書・サービス提供証明書 | １　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療の額を通知しているか。２　指定児童発達支援事業者は、13（２）の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。 | １．通知状況　□ 全員に通知済み　□ 一部未通知（未通知人数　　　　　人）　□ 未通知　□ 該当なし２．交付状況　□ 全員に交付済み　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　人）　□ 未通知　□ 該当なし | 基準省令第25条基準条例第26条【共生型】基準省令第54条の5（第25条準用）基準条例第55条の5（第26条準用） |
| 16　指定児童発達支援の取扱方針［関係書類］・個人別記録・個別支援計画・評価に関する記録・自己評価表・自己評価結果報告書・保護者へ示したことがわかる書類・公表資料 | １　指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。２　指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。３　指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。４　指定児童発達支援事業者は、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この事項及び次の項目において同じ。）の確保並びに次の項目に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。５　指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。６　指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（以下「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価（以下「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図っているか。①　当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況②　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況③　指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況④　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況⑤　当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助　言その他の援助の実施状況⑥　緊急時等における対応方法及び非常災害対策⑦　指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況７　指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　３．　適　・　否４．　適　・　否５．　適　・　否　評価方法 　□ 自己点検  □ 内部に評価委員会を設置 　□ 第三者評価の実施 　□ 従業員等による検討会の設置 □　その他（　　　　　　　　　　　　　　）６．評価事項□ 支援を提供するための体制の整備状況□ 勤務体制及び資質向上のための取組状況□ 設備及び備品等の状況□ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組状況□ 必要な情報提供、助言その他の援助の実施状況　□ 非常災害対策□ 改善措置の状況７－１．自己評価及び保護者評価並びに改善の内容の保護者への説明の有無　　　　有　・　無７－２．説明時期　　　年　　　　月７－３．公表方法　□ インターネット　□ 広報誌　□ その他（　　　　　　　）　7-4．公表月　　　　　年　　　　月 | 基準省令第26条基準条例第27条【共生型】基準省令第54条の5（第26条準用）基準条例第55条の5（第27条準用） |
| 17　児童発達支援プログラム | 【令和7 年3 月31 日まで努力義務】１　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（16の４に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。 | １－１．計画策定の有無　　　　有　・　無【未策定の場合】　現在の進捗状況　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　公表の時期（　　　　　　　　　　　　　　　　）１－２．公表の有無　　　　　　有　・　無公表方法　（　　　　　　　　　　　　　　　　） | 基準省令第26条の２基準条例第27条の２【共生型】基準省令第54条の5（第26条の２準用）基準条例第55条の5（第27条の２準用） |
| 18　障害児の地域社会への参加及び包摂の推進 | １　指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めているか。 | １．　適　・　否　 | 基準省令第26条の３基準条例第27条の３【共生型】基準省令第54条の5（第26条の３準用）基準条例第55条の5（第27条の３準用） |
| 19　児童発達支援計画の作成等［関係書類］・個別支援計画・個人別記録・個別支援計画の原案・担当者会議録・アセスメントの記録・モニタリングの記録・面接記録 | １　指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させているか。２　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等のアセスメントを行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。３　児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。４　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、16の４に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。５　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。６　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。７　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。８　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況のモニタリングを行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6カ月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。９　児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、次の①②に定めるところにより行っているか。①　定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。　②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。10　２～７の事項は、８にある児童発達支援計画の変更についても準用されているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　３．　適　・　否　アセスメントの記録の有無：　有　・　無４．児童発達支援計画記載事項□ 通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向□ 総合的な支援目標及びその達成時期□ 生活全般の質を向上させるための課題□ サービスの具体的内容□ 当該サービスを提供する上での留意事項等５．会議の参加者　□ 管理者　□ 児童発達支援管理責任者　□ 担当児童指導員等　□ 市町村職員　□ 相談支援専門員　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　）会議の記録の有無：　　有　・　無６．①説明・同意状況　　□ 全員説明、同意済み　　□ 一部未説明、同意（未説明、同意人数　　　　　人）　　□ 未説明、同意②家族への説明方法　　□ 家庭訪問　　□ 電 話　　□ 面　接７．①交付状況　　□ 全員交付済み　　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　　人）　　□ 未交付②　指定障害児相談支援を提供する者への交付の有無　　　　　　　　　　　　　　　　　有　・　無８．計画の見直しの頻度：　　　　ヵ月に１回９．　障害児との面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回　　通所給付決定保護者との面接の頻度：　　　ヵ月に１回　　モニタリングの記録の有無：　　有　・　無10．　適　・　否　 | 基準省令第27条基準条例第28条【共生型】基準省令第54条の5（第27条準用）基準条例第55条の5（第28条準用） |
| 20　児童発達支援管理責任者の責務［関係書類］・個別支援計画・個人別記録・職員会議録・他の従業者に指導・助言をした記録・相談及び援助の記録 | １　児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。1. 21にある相談及び援助を行うこと
2. 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと

２　児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。 | １．　適　・　否技術適指導及び助言の方法　□ 現場にて指導、助言　□ 定例的な実習の開催（　　　ヵ月に１回）　□ 定期的に従業者との面接を実施（　　　　ヵ月に１回）　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　）２．　適　・　否 | 基準省令第28条基準条例第29条【共生型】基準省令第54条の5（第28条準用）基準条例第55条の5（第29条準用） |
| 21　相談及び援助［関係書類］・個人別記録・個別支援計画・相談、助言及び援助の記録 | １　指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 把握方法 | 基準省令第29条基準条例第30条【共生型】基準省令第54条の5（第29条準用）基準条例第55条の5（第30条準用） |
| 22　支援［関係書類］・勤務表・出勤簿 | １　指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。２　指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。３　指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。４　指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を支援に従事させているか。５　指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　３．　適　・　否　４．　適　・　否　５．　適　・　否　 | 基準省令第30条基準条例第31条【共生型】基準省令第54条の5（第30条準用）基準条例第55条の5（第31条準用） |
| 23　社会生活上の便宜の供与等【関係書類】・設備一覧表・年間行事予定表・家族との面談記録等 | １　指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。２　指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　 | 基準省令第32条基準条例第33条【共生型】基準省令第54条の5（第32条準用）基準条例第55条の5（第33条準用） |
| 24　緊急時等の対応［関係書類］・運営規程・緊急時対応マニュアル・緊急連絡網 | １　指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | １．　適　・　否　 | 基準省令第34条基準条例第35条【共生型】基準省令第54条の5（第34条準用）基準条例第55条の5（第35条準用） |
| 25　通所給付決定保護者に関する市町村への通知［関係書類］・市町村への通知書 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第35条基準条例第36条【共生型】基準省令第54条の5（第35条準用）基準条例第55条の5（第36条準用） |
| 26　管理者の責務 | １　指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。２　指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | １．　適　・　否　２．指揮命令の伝達方法　□ 朝礼　□ 定例会議　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　）　 | 基準省令第36条基準条例第37条【共生型】基準省令第54条の5（第36条準用）基準条例第55条の5（第37条準用） |
| 27　運営規程［関係書類］・運営規程 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。　①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間 ④　利用定員⑤　指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額⑥　通常の事業の実施地域 ⑦　サービス利用に当たっての留意事項⑧　緊急時等における対応方法⑨　非常災害対策⑩　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑪　虐待の防止のための措置に関する事項⑫　その他運営に関する重要事項　 | １．運営規程の記載事項　□ 事業の目的及び運営の方針□ 従業者の職種、員数及び職務の内容□ 営業日及び営業時間 □ 利用定員□ 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額□ 通常の事業の実施地域 □ サービス利用に当たっての留意事項□ 緊急時等における対応方法□ 非常災害対策□ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類□ 虐待の防止のための措置に関する事項□ その他運営に関する重要事項　 | 基準省令第37条基準条例第38条【共生型】基準省令第54条の5（第37条準用）基準条例第55条の5（第38条準用） |
| 28　勤務体制の確保等［関係書類］・勤務表・雇用契約書・就業規則・出勤簿・給与台帳・研修の復命書・ハラスメント指針 | １　指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。（ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）３　指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。４　事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。*※留意事項**事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定障害児通所支援事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりである。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。**ア　事業者が講ずべき措置の具体的内容**事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、パワーハラスメント指針において規定されているとおりであるが、特に以下の内容に留意する。**ａ 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発**職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。**ｂ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備**相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。**イ 事業者が講じることが望ましい取組**パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。* | １－１　原則として、月ごとに勤務表を作成しているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　適　・　否（勤務表の記載内容）□　従業者の日々の勤務時間□　常勤・非常勤□　管理者との兼務関係□　その他（　　　　　　　　　　　　　）１－２.事業所ごとに定めているか。　　　　　適　・　否２．　適　・　否　３．昨年度従業者の参加研修（事業所内外問わず）４－１．パワーハラスメント指針作成の有無　　有　・　無４－２　事業者が講ずべき措置の内容□事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発□相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じた、適切に対応するために必要な体制の整備４－３　事業者が講じる取組みの内容□相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備□被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等） | 基準省令第38条基準条例第39条【共生型】基準省令第54条の5（第38条準用）基準条例第55条の5（第39条準用） |
| 29　業務継続計画の策定等［関係書類］・業務継続計画・研修及び訓練の実施記録 | 【令和６年４月１日から義務化】１　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しているか。１－２　当該計画に従い必要な措置を講じているか。【令和６年４月１日から義務化】２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　*１　事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定児童発達支援の提供を受けられるよう、指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定するとともに、当該計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。**２　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。**３　研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。**４　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。**ア 感染症に係る業務継続計画**ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）**ｂ 初動対応**ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）**イ 災害に係る業務継続計画**ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）**ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）**ｃ 他施設及び地域との連携**５　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。**従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。**なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。**６　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定児童発達支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。**訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。* | １－１　業務継続計画策定の有無　　　有　・　無（計画策定年月日：令和　　年　　月　　日）１－２．業務継続計画への記載内容ア　感染症に係る業務継続計画□平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）□初動対応□感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ 災害に係る業務継続計画□平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）□緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）□他施設及び地域との連携１－２　適　・　否２　適　・　否〔業務継続計画に係る研修および訓練〕○実施した研修名（今年度）　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）○開催回数及び開催月（今年度）開催回数：　　　　回開催月：　　　年　　月○実施した訓練名（今年度）　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）○開催回数及び開催月（今年度）開催回数：　　　　回開催月：　　　年　　月３　見直しの有無　　　　　有　・　無　　計画の変更の有無　　　有　・　無 | 基準省令第38条の２基準条例第39条の２【共生型】基準省令第54条の5（第38条の２準用）基準条例第55条の5（第39条の２準用） |
| 30　定員の遵守［関係書類］・運営規定 | １　指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。） | 1. 適　・　否

○定員超過している場合超過している期間　令和　　年　　月～　　月　　超過した理由（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）減算の有無　　　　有　・　無 | 基準省令第39条基準条例第40条【共生型】基準省令第54条の5（第39条準用）基準条例第55条の5（第40条準用） |
| 31　非常災害対策［関係書類］・運営規程・非常災害時対応マニュアル・消防計画・非常災害に関する計画・避難確保計画・原子力避難計画・消防用設備点検記録・防災・避難訓練記録・消防署・市町村への報告書・地域住民が訓練に参加していることがわかる書類 | １　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。*※留意事項**１　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備**消防法（昭和23 年法律第186 号）その他法令等に規定された設備を指し、それらの設備を確実に設置しなければならない。**２　非常災害に関する具体的計画**消防法施行規則（昭和36 年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。**この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。**３　関係機関への通報及び連携体制の整備**火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。*２　非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ３　事業者は、２に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。*※留意事項**事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。* | １　遵守状況□ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置　　　　　□ 非常災害に対する具体的な計画（非常災害対策計画）の作成□ 避難確保計画（水害に関する避難計画等、土砂災害に関する避難計画、原子力災害に関する避難計画）の策定□ 職員間での共有□ 関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項についての認識の共有２．避難訓練：年　　　回　□　火災　□　地震　□　その他（　　　　　　　　　）　３．　適　・　否　 | 基準省令第40条基準条例第41条【共生型】基準省令第54条の5（第40条準用）基準条例第55条の5（第41条準用） |
| 32　安全計画の策定等[関係資料]・安全計画・研修の実施に関する記録・訓練の実施に関する記録 | 【令和６年４月１日から義務化】１　障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。２　従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しているか。３　障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。４　定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。 | 1. 適　・　否

安全計画策定年月日：　　　年　　　月　　日２．　適　・　否〔安全計画に基づく研修及び訓練〕○実施した研修名（今年度）　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）○開催回数及び開催月（今年度）開催回数：　　　　回開催月：　　　年　　月○実施した訓練名（今年度）　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）○開催回数及び開催月（今年度）開催回数：　　　　回開催月：　　　年　　月1. 適　・　否

通所給付決定保護者に対する周知方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）1. 適　・　否　・　該当なし
 | 基準省令第40条の２基準条例第41条の２【共生型】基準省令第54条の5（第40条の２準用）基準条例第55条の5（第41条の２準用） |
| 33　自動車を運行する場合の所在の確認[関係資料]・送迎記録等所在確認の方法が分かる資料・安全装置の写真等 | １　障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。【児童発達支援（センター含む）】　【放課後等デイサービス】２　障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）が行われているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第40条の３基準条例第41条の３【共生型】基準省令第54条の5（第40条の３準用）基準条例第55条の5（第41条の３準用） |
| 34　衛生管理等[関係資料]・感染対策委員会議事録・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針・研修・訓練の実施に関する記録・衛生管理に関する書類 | １　指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行われているか。※*留意事項**１　事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべき。**２　このほか、次の点に留意するものとする。**ア 事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。**イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。**ウ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。*【令和６年４月１日から義務化】２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。(1)　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(2)　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。(3)　当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。*※具体的な取扱い**１　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会**ア　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。**イ　構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。**ウ　感染対策委員会は、入所者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。**エ　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。**オ　感染対策委員会は、運営委員会など事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。**カ　指定児童発達支援事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。**２　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針**ア　「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。**イ　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。**ウ　発生時における事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。**エ　それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。**３　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修**ア　従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。**イ　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。**ウ　研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。**４　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練**ア　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。**イ　訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。**ウ　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。* | １．　適　・　否○感染症や食中毒の対応に関するマニュアルの整備の有無有　・　無○事業所の設備及び備品の管理状況の記録の有無有　・　無○手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策の内容（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）○汚水処理に関する器具等が設置の有無　　　有　・　無○感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。　　　　　　　適　・　否○インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置の概要（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）○空調設備等により事業所内の適温の確保に努めているか適　・　否２．　適　・　否　・　該当なし(1)　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。①感染対策委員会の構成員□法人代表者□法人理事等□管理者、施設長□児童発達支援管理責任者等□事務長□児童指導員等□医師、看護職員等□栄養士又は管理栄養士□その他（　　　　　　　　　　　　）　②感染対策担当者　職：　氏名：③感染対策委員会の開催回数・開催月（今年度）　開催回数：　回　開催月：　　月(2)感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備①指針への記載内容ア　平常時の対策□事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）□日常の支援にかかる感染対策□手洗いの基本□早期発見のための日常の観察項目□その他（　　　　）イ　発生時の対応□発生状況の把握□感染拡大の防止□医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携□医療処置、行政への報告□その他（　　　　　　　　　　）(3)感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施（研修）○実施した研修名（今年度）　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）○開催回数及び開催月（今年度）開催回数：　　　　回開催月：　　　年　　月（訓練）○実施した訓練名（今年度）　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）○開催回数及び開催月（今年度）開催回数：　　　　回開催月：　　　年　　月 | 基準省令第41条基準条例第42条【共生型】基準省令第54条の5（第41条準用）基準条例第55条の5（第42条準用） |
| 35　協力医療機関［関係書類］・契約書又は協定書等 | １　指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 | １．　協力医療機関名（　　　　　　　） | 基準省令第42条基準条例第43条【共生型】基準省令第54条の5（第42条準用）基準条例第55条の5（第43条準用） |
| 36　掲示 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の通所給付決定保護者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。（重要事項を記載した書面を備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。） | １．　掲示状況　□ 運営規程の概要　□ 従業者の勤務体制　□ 事故発生時の対応□ 苦情処理の体制□ 提供するサービスの第三者評価の実施状況□ 協力医療機関　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | 基準省令第43条基準条例第44条【共生型】基準省令第54条の5（第43条準用）基準条例第55条の5（第44条準用） |
| 37　身体拘束等の禁止［関係書類］・身体拘束等ガイドライン・会議記録等・個別支援計画・個人別記録・同意書・身体拘束適正化検討委員会議事録・身体拘束等の適正化のための指針・身体拘束等の適正化のための研修の実施状況が分かる書類 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（２において「身体拘束等」という。）を行っていないか。２　指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。*※留意事項**利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。*なお、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の３つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければならないこと。３ 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。*※留意事項**１　「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（身体拘束適正化検討委員会）**（１）事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要。**（２）身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家の活用に努めることとし、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。**（３）身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。**（４）事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。**（５）身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。なお、身体拘束適正化検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、５年間保存すること。**ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。**イ　従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。**ウ　身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。なお、イにより報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、障害児に対する支援の状況等を確認することが必要である。**エ　事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と廃止に向けた方策を検討すること。**オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。**カ　廃止に向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。**２　「身体拘束等の適正化のための指針」**指針には次のような項目を盛り込む。**ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方**イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項**ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針**エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針**オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針**カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針**キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針**３　従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修**（１）身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図る。**（２）当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。**（３）研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。* | １．身体拘束の有無：　有　：　無　２．適　・　否　・　該当なし記録状況　□ 態様及び時間　□ その際の利用者の心身の状況　□ やむを得ない理由　□ その他（　　　　　　　　　　　）３．措置の内容□ 身体拘束適正化検討委員会の開催及びその結果についての従業者への周知徹底□ 身体拘束等の適正化のための指針の整備□ 従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 | 基準省令第44条基準条例第45条【共生型】基準省令第54条の5（第44条準用）基準条例第55条の5（第45条準用） |
| 38　虐待等の禁止［関係書類］・虐待防止委員会議事録・虐待防止のための研修計画・復命書・虐待防止ガイドライン等・虐待防止に関する諸規程・担当者を配置しことがわかる書類 | １　指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。（参考）児童虐待の防止等に関する法律該当箇所・児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること・児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること・児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二つ又は次に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること・児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと２　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。(1)　当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(2)　当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。(3)　(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。*※留意事項**１　虐待防止委員会の役割**（１） 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための施計画づくり、指針の作成）**（２）虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）**（３）虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）**虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めることとする。**なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。**虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。**なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。**事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。**具体的には、次のような対応を想定している。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、５年間保存すること。**ア 虐待(不適切な対応事例も含む)が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整**備すること。**イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待**について報告すること。**ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。**エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとり**まとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。**オ　労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成さ**れた内容を集計、報告し、分析すること。**カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。**キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。**２　事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。**ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方**イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項**ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針**エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針**オ 虐待発生時の対応に関する基本方針**カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針**キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針**３　従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。**職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定児童発達支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。**また、研修の実施内容について記録することが必要である、なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。**４　虐待防止のための担当者については、児童発達支援管理責任者等を配置すること。なお、当該担**当者及び管理者については、「地域生活支援事業の実施について」（平成18 年８月１日障発第0801002 号）の別紙２「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記２－４の３（３）の都道府県が行う研修を受講することが望ましい。* | １．　適　・　否　２．措置の状況（今年度）□　虐待防止委員会の開催及びその結果についての従業者への周知□　虐待の防止のための研修の実施□　措置を適切に実施するための担当者の配置 | 　基準省令第45条基準条例第46条【共生型】基準省令第54条の5（第45条準用）基準条例第55条の5（第46条準用） |
| 39　秘密保持等［関係書類］・雇用契約書・誓約書・就業規則等・個人情報保護規程・個人情報同意書 | １　指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。２　指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。※具体的には、従業者が、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約等に取り決めるなどの措置。３　指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | １．　適　・　否　２．措置方法　□ 雇用契約書　□ 誓約書　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）３．同意文書の状況 □ 契約書  □ 重要事項説明書に添付 □ 同意書  □ 口頭同意のみ  □ その他（　　　　　　　　　　　　） | 基準省令第47条基準条例第48条【共生型】基準省令第54条の5（第47条準用）基準条例第55条の5（第48条準用） |
| 40　情報の提供等［関係書類］・重要事項説明書・パンフレット等・ホームページ | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。２　指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。 | １．情報提供方法　□ ホームページの作成　□ 広告の作成　□ その他（　　　　　　　　　　　　）２．　適　・　否　 | 基準省令第48条基準条例第49条【共生型】基準省令第54条の5（第48条準用）基準条例第55条の5（第49条準用） |
| 41　利益供与等の禁止 | １　指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（２において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。２　指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　 | 基準省令第49条基準条例第50条【共生型】基準省令第54条の5（第49条準用）基準条例第55条の5（第50条準用） |
| 42　苦情解決［関係書類］・利用契約書・重要事項説明書・苦情受付簿・苦情解決・対応に関する諸規程・苦情に関する記録・掲示物・意見箱等・県・市町村からの指導・助言を受けた場合の改善状況がわかる書類・県等への報告書・運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことがわかる書類・公表資料 | １　指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。２　指定児童発達支援事業者は、１の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。３　指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、都道府県知事又は市町村長（以下「都道府県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。４　指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、３の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。５　指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | １．措置状況　□ 相談窓口の設置　□ 説明文書の交付□ 事業所内の掲示□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５　　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第50条基準条例第51条【共生型】基準省令第54条の5（第50条準用）基準条例第55条の5（第51条準用） |
| 43　地域との連携等 | １　指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか | １．　適　・　否　 | 基準省令第51条基準条例第52条【共生型】基準省令第54条の5（第51条準用）基準条例第55条の5（第52条準用） |
| 44　事故発生時の対応［関係書類］・事故対応記録・事故に関する記録・事故対応マニュアル・ヒヤリ・ハット記録・再発防止検討記録・損害賠償保険証書・損害賠償の書類・職員会議録 | １　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。２　指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。３　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。*※留意事項**１　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。**２　このほか、次の点に留意する。**①利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。**②事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。**③事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。**④賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。* | １－１．事故の発生状況事例：（前年度）　　　件（今年度）　　　　件１－２．県への事故報告状況事例：（前年度）　　　件（今年度）　　　　件１－３．事業者の取組状況□ 緊急連絡網の作成□ AEDの設置□ 救命講習等の受講２．　適　・　否　・　該当なし３－１．損害賠償保険への加入：　有　・　無３－２．損害賠償を行った件数（前年度）　　　件（今年度）　　　　件 | 基準省令第52条基準条例第53条【共生型】基準省令第54条の5（第52条準用）基準条例第55条の5（第53条準用） |
| 45　会計の区分［関係書類］・会計書類（前年度の財務諸表（決算書類）） | １　事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | １．　適　・　否　 | 基準省令第53条基準条例第54条【共生型】基準省令第54条の5（第53条準用）基準条例第55条の5（第54条準用） |
| 46　記録の整備［関係書類］・出勤簿等・設備備品一覧・会計書類・個人別記録等 | １　指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。２　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。①　指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録②　児童発達支援計画③　市町村への通知に係る記録④　身体拘束等の記録⑤　苦情の内容等の記録　⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | １．整備状況　□ 従業者に関する記録　□ 設備、備品に関する記録　□ 会計に関する記録２．整備状況及び保存年数　□ サービス提供の記録（　　年）　□ 児童発達支援計画（　　年）　□ 通所給付決定保護者に関する市町村への通知に係る記録（　　年）　□ 身体拘束等の記録（　　年）　□ 苦情の内容等の記録（　　年）　□ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（　　年） | 基準省令第54条基準条例第55条【共生型】基準省令第54条の5（第54条準用）基準条例第55条の5（第55条準用） |
| 47　電磁的記録等［関係書類］電子的記録簿冊 | １－１　事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（省令第13条第1項、第17条及び第83条の２に規定するものを除く。）について、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行っているか。 １－２　電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守しているか。*※留意事項**事業者及びその従業者の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。**①　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。**②　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。**ア　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法**イ　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法**③　その他、指定障害福祉サービス基準第224 条、指定障害者支援施設基準第57 条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24 年厚生労働省令第27 号。以下「地域相談支援基準」という。）第46 条及び 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24 年厚生労働省令第28 号。以下「計画相談支援基準」という。）第31 条（以下「電磁的記録等に係る条項」という。）第１項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、①及び②に準じた方法によること。**④　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。*２　事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するものうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行っているか。 *※留意事項**書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、締結その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができるとしたものである。*1. *電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。*

*ア　事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、指定障害福祉サービス基準第９条、指定障害者支援施設基準第７条、地域相談支援基準第５条及び計画相談支援基準第５条（以下「内容及び手続きの説明及び同意に係る条項」という。）第１項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。**a　電子情報処理組織を使用する方法のうち（a）又は(ｂ)に掲げるもの**(ａ) 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法**(ｂ)　事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第１項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）**b　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法**イ　アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。**ウ　アaの「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。**エ　事業者等は、アの規定により内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。**a　アのa及びbに規定する方法のうち事業者等が使用するもの**b　ファイルへの記録の方式**オ　エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。**②電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。**③電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。**④　その他、電磁的記録等に係る条項第２項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、㈠から㈢までに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。**⑤　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。* | １－１．①　作成、保存の実施の有無　　有　・　無②作成、保存の内容１－２．　適　・　否２．交付方法 | 基準省令第83条基準条例第84条 |

| 第５　変更・廃止・休止・再開の届出等 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 【　　共通　　】 | １　変更指定児童発達支援事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生省令で定める事項に変更があったとき、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。２　休止・廃止指定児童発達支援事業者は、当該指定に係るサービス事業を廃止又は休止しようとするとき、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。３　再開指定児童発達支援事業者は、当該指定に係るサービス事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし変更届事項□　事業所の名称~~及び所在地~~□　事業所の所在地（設置の場所）□　事業者（設置者）~~申請者~~の名称□　主たる事務所の所在地□　代表者の氏名及び住所□　定款、寄附行為、登記事項証明書、条例等□　事業所の平面図及び設備の概要□　事業所の管理者の氏名及び住所□　事業所の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所□　主たる対象者□　運営規程□　協力医療機関の名称、診療科名、協力医療機関との契約の内容1. 適　・　否　・　該当なし
2. 適　・　否　・　該当なし
 | 法第21条の5の20第3項施行規則第18条の35第1項法第21条の5の20第4項施行規則第18条の35第4項法第21条の5の20第3項施行規則第18条の35第3項 |

| 第６　通所給付費の算定及び取扱い |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　基本事項 | １　児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「介護給付費等単位数表」により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。２　１の規定により、児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。３　減算の取扱　　　サービス費の算定に当たっては、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じているか。（１）定員超過の場合【定員超過利用減算】次のいずれかに該当する場合、所定単位数（各種加算がなされる前）の100分の70ア　１日の利用障害児数が次のいずれかに該当する場合（当該１日について利用者全員に減算）1. 利用定員50人以下の事業所等

利用定員の数に100分の150を乗じた数を超える場合1. 利用定員51人以上の事業所等

利用定員の数に、当該利用定員の数から50を控除した数に100分の125を乗じた数に75を加えた数を超える場合イ　過去３ヶ月間の平均利用障害児数が、利用定員の数に100分の125を乗じて得た数を超える場合。ただし、利用定員11人以下の場合は、利用定員に３を加えた数を超える場合。　　　　※定員超過の算定の際の利用者数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　上記の利用者数の算定に当たっては、次の１～３までに該当する利用者を除くことができる。　　１　災害等やむを得ない理由により受け入れる場合　　２　就労等により、指定福祉型障害児入所施設を退所した後、離職等やむを得ない事由により再度障害児入所支援の利用を希望する障害児を緊急避難的に受け入れた場合（２）人員欠如の場合ア　児童指導員及び保育士の欠如について【サービス提供職員欠如減算】□減算が適用される月から３月未満の月については、所定単位数の100 分の70 とする。□減算が適用される月から連続して３月以上の月については、所定単位数の100 分の50 とする。※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。２　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。　　また、人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。イ　児童発達支援管理責任者の人員欠如について【児童発達支援管理責任者欠如減算】　□減算が適用される月から５月未満の月については、所定単位数の100 分の70。□減算が適用される月から連続して５月以上の月については、所定単位数の100 分の50※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。２　その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（３）個別支援計画が作成されていない場合【個別支援計画未作成減算】□作成されていない期間が3月未満の場合は、所定単位数の100分の70□作成されていない期間が3月以上の場合、所定単位数の100分の50　　※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　個別支援計画の作成が適切に行われていない場合には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算　　　ア　サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。イ　個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。（４）営業時間が6時間未満の場合【開所時間減算】　　　□運営規程に定める営業時間が4時間以上6時間未満の場合、100分の85　　　□運営規程に定める営業時間が4時間未満の場合、100分の70※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれない。　　２　個々の障害児の実利用時間は問わない。（５）質の評価及び改善の内容を公表していない場合【自己評価結果等未公表減算】□自己評価等の公表が都道府県に届出がされていない月から、当該状態が解消されるに至った月まで所定単位数の100分の85※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。（６）支援プログラムの内容を公表していない場合【支援プログラム未公表減算】　　　（令和７年４月１日から適用）□届出がされていない月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで所定単位数の100分の85※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。　 ２　公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。（７）身体拘束等の適正化を図るための取組が適切に行われていない場合【身体拘束廃止未実施減算】（令和６年４月１日から適用）　　※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以下のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに計画を都道府県知事等に提出　　した後、事実が生じた月から後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算しているか。ア　やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合イ　身体拘束等の適正化のための委員会を定期的（１年に１回以上）に開催していない場合ウ　身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合エ　身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年１回以上）に実施していない場合※複数の減算事由に該当する場合であっても、利用者全員について、所定単位数の100分の１に　相当する単位数から減算する。（８）虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合【虐待防止措置未実施減算】（令和６年４月１日から適用）□所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以下のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算しているか。ア　虐待防止委員会を定期的に開催し 、その結果について従業者に周知徹底を図ること 。イ　従業者に対し 、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること 。ウ　上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと 。※複数の減算事由に該当する場合であっても、利用者全員について、所定単位数の100分の１に　相当する単位数から減算する。（９）情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合【情報公表未報告減算】（令和６年４月１日から適用）□所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　児童福祉法第33 条の18 の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する（10）業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合【業務継続計画未策定減算】（令和６年４月１日から適用）□所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合（感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合）に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。（11）複数の減算事由に該当する場合の取扱い　複数の減算事由に該当する場合は、原則として、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して減算を行うこと。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３－（１）．　適　・　否　・　該当なし３－（２）ア．　適　・　否　・　該当なし３－（３）．　適　・　否　・　該当なし３－（４）．　適　・　否　・　該当なし３－（５）．　適　・　否　・　該当なし３－（６）．　適　・　否　・　該当なし３－（７）．　適　・　否　・　該当なし３－（８）．　適　・　否　・　該当なし３－（９）．　適　・　否　・　該当なし３－（10）．　適　・　否　・　該当なし３－（11）．　適　・　否　・　該当なし | 法第21条の5の3告示第一関連告示告示第二 |
| ２　児童発達支援給付費 | １　医療的ケア区分、利用定員、支援の提供時間に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。【時間区分１】30分以上１時間30分以下【時間区分２】１時間30分超３時間以下【時間区分３】３時間分超５時間以下ア　児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合1. 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合
2. 医療的ケア区分３
3. 医療的ケア区分２
4. 医療的ケア区分１
5. ⑴から⑶までに該当しない障害児
6. ①以外の場合
	1. 医療的ケア区分３
	2. 医療的ケア区分２
	3. 医療的ケア区分１
	4. ⑴から⑶までに該当しない障害児

イ　児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合ウ　共生型児童発達支援給付費エ　基準該当児童発達支援給付費※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　「支援の提供時間」は、現に支援に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間（個別支援計画において定めた提供時間）とする。ただし、現実の提供時間が個別支援計画において定めた時間より短い場合について、事業所都合により支援が短縮された場合は、現に支援に要した支援時間により算定する。一方、障害児や保護者の事情により支援が短縮された場合には、個別支援計画において定めた時間により算定するが、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うことが必要である。　　 ２　支援の提供時間は、30分以上５時間以下の間で定めることを基本とする。30分未満の支援については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする。また、５時間以上の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として、延長支援加算により評価を行う。 | 算定状況【時間区分１】30分以上１時間30分以下○主に小学校就学前の障害児○医療的ケア区分３□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【2,933単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　 【2,684単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　【2,568単位】　　○医療的ケア区分２□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【1,917単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　 【1,668単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　【1,552単位】　　○医療的ケア区分１□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【1,579単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　 【1,330単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　【1,214単位】　　○その他□ 利用定員が10人以下　　　　　　　　【901単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　　 【652単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　　【536単位】○上記以外○ 医療的ケア区分３□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【2,813単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　 【2,593単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　【2,493単位】○ 医療的ケア区分２□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【1,797単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　 　【1,577単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　【1,477単位】○ 医療的ケア区分１□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【1,459単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　 【1,238単位】□ 利用定員が21人以上　 　　　　【1,139単位】○ その他□ 利用定員が10人以下　　　　　　　　【781単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　　 【561単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　　【461単位】【時間区分２】１時間30分超３時間以下○主に小学校就学前の障害児○医療的ケア区分３□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【2,959単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　 【2,702単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　【2,582単位】　　○医療的ケア区分２□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【1,943単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　 【1,687単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　【1,567単位】　　○医療的ケア区分１□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【1,605単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　 【1,348単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　【1,228単位】　　○その他□ 利用定員が10人以下　　　　　　　　【928単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　　 【671単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　　【551単位】○上記以外○ 医療的ケア区分３□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【2,836単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　 【2,608単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　【2,505単位】○ 医療的ケア区分２□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【1,820単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　 　【1,592単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　【1,489単位】○ 医療的ケア区分１□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【1,481単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　 【1,254単位】□ 利用定員が21人以上　 　　　　【1,151単位】○ その他□ 利用定員が10人以下　　　　　　　　【804単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　　 【576単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　　【473単位】【時間区分３】３時間分超５時間以下○主に小学校就学前の障害児○医療的ケア区分３□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【3,012単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　 【2,739単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　【2,611単位】　　○医療的ケア区分２□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【1,996単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　 【1,723単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　【1,596単位】　　○医療的ケア区分１□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【1,658単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　 【1,385単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　【1,257単位】　　○その他□ 利用定員が10人以下　　　　　　　　【980単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　　 【707単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　　【580単位】○上記以外○ 医療的ケア区分３□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【2,881単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　 【2,639単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　【2,529単位】○ 医療的ケア区分２□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【1,865単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　 　【1,623単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　【1,513単位】○ 医療的ケア区分１□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【1,526単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　 【1,284単位】□ 利用定員が21人以上　 　　　　【1,175単位】○ その他□ 利用定員が10人以下　　　　　　　　【849単位】□ 利用定員が11人以上20人以下　　　 【607単位】□ 利用定員が21人以上　　　　　　　　【497単位】□ 児童発達支援事業所において重症心身障害児を対象□ 利用定員が５人以上７人以下　　　【2,131単位】□ 利用定員が８人以上10人以下　　 【1,347単位】□ 利用定員が11人以上　　　　　　　【850単位】□ 共生型児童発達支援給付費　　　　　　　 【682単位】□ 基準該当児童発達支援給付費　　□（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　　　【793単位】　　□（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　　　　【682単位】 | 告示別表第１の１ |
| ３　中核機能強化事業所加算 | １　市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　以下に掲げるいずれの要件も満たすこと。（１）市町村により中核的な役割を果たす児童発達支援事業所として位置付けられていること。（２）市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること。（３）専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保していること。（４）地域の障害児通所事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能を有していること。（５）地域の障害児に対する支援体制の状況及びイからエまでの取組の実施状況を年に１回以上公表していること。インターネット等を活用し、広く公表すること。（６）自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね年に１回以上受けていること。（７）主として（２）から（４）までの体制の確保等を行う中核機能強化職員として、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算又は専門支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、専門人材を常勤専任で１以上配置し、これらの取組を行っていること。２　中核機能強化職員については、支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で、地域支援にあたることができること。ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務はできないこと。 | ○児童発達支援事業所□ 利用定員が10人以下　　　　　　　【187単位】　□ 利用定員が11人以上20人以下　　 【125単位】□ 利用定員が21人以上の場合　　　　【75単位】○主に重症心身障がい児を対象とした児童発達支援　　□ 利用定員が５人　　　　　　　　　 【374単位】□ 利用定員が６人　　　　　　　　　 【312単位】□ 利用定員が７人　　　　　　　　　 【267単位】□ 利用定員が８人　　　　　　　　　 【234単位】□ 利用定員が９人　　　　　　　　　 【208単位】□ 利用定員が10人　　　　　　　　　【187単位】□ 利用定員が11人以上　　　　　　　【125単位】 | 告示別表第1の1注７の２ |
| ４　児童指導員等加配加算 | １　児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（心理学修了等）、視覚障害児支援担当職員（研修修了等）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（以下「児童指導員等」）又はその他の従業者を1名以上配置しているものとして、都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　常勤換算の場合、児童指導員等とその他の従業者、経験年数５年以上の者と５年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位を算定すること。　　２　児童福祉事業に従事した経験年数については、幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験も含まれる。また、経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものであること。　　３　配置形態については、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え１名以上を常勤換算により配置していること。　　４　多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合において、例えば、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。　　５　本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とすること。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況○児童発達支援事業所□児童指導員等を配置□ 常勤専従・経験５年以上□　利用定員10人以下　　　　　　　　　　【187単位】□　利用定員11人以上20人以下　　　　　【125単位】□　利用定員21人以上　　　　　　　　　　【75単位】□ 常勤専従・経験５年未満□　利用定員10人以下　　　　　　　　　　【152単位】□　利用定員11人以上20人以下　　　　　【101単位】□　利用定員21人以上　　　　　　　　　 【59単位】□ 常勤換算・経験５年以上□　利用定員10人以下　　　　　　　　　　【123単位】□　利用定員11人以上20人以下　　　　　【82単位】□　利用定員21人以上　　　　　　　　　 【49単位】□ 常勤換算・経験５年未満□　利用定員10人以下　　　　　　　　　　【107単位】□　利用定員11人以上20人以下　　　　　【71単位】□　利用定員21人以上　　　　　　　　　 【43単位】□その他の従業者を配置□　利用定員10人以下　　　　　　　　　　【90単位】□　利用定員11人以上20人以下　　　　　 【60単位】□　利用定員21人以上　　　　　　　　　　【36単位】○主に重症心身障がい児を対象とした児童発達支援□ 常勤専従・経験５年以上□ 利用定員が５人　　　　　　　　　 【374単位】□ 利用定員が６人　　　　　　　　　 【312単位】□ 利用定員が７人　　　　　　　　　 【267単位】□ 利用定員が８人　　　　　　　　　 【234単位】□ 利用定員が９人　　　　　　　　　 【208単位】□ 利用定員が10人　　　　　　　　　【187単位】□ 利用定員が11人以上　　　　　　　【125単位】□ 常勤専従・経験５年未満□ 利用定員が５人　　　　　　　　　 【305単位】□ 利用定員が６人　　　　　　　　　 【253単位】□ 利用定員が７人　　　　　　　　　 【216単位】□ 利用定員が８人　　　　　　　　　 【188単位】□ 利用定員が９人　　　　　　　　　 【167単位】□ 利用定員が10人　　　　　　　　　【149単位】□ 利用定員が11人以上　　　　　　　【98単位】□ 常勤換算・経験５年以上□ 利用定員が５人　　　　　　　　　 【247単位】□ 利用定員が６人　　　　　　　　　 【206単位】□ 利用定員が７人　　　　　　　　　 【176単位】□ 利用定員が８人　　　　　　　　　 【154単位】□ 利用定員が９人　　　　　　　　　 【137単位】□ 利用定員が10人　　　　　　　　　【123単位】□ 利用定員が11人以上　　　　　　　【82単位】□ 常勤換算・経験５年未満□ 利用定員が５人　　　　　　　　　 【214単位】□ 利用定員が６人　　　　　　　　　 【178単位】□ 利用定員が７人　　　　　　　　　 【153単位】□ 利用定員が８人　　　　　　　　　 【134単位】□ 利用定員が９人　　　　　　　　　 【119単位】□ 利用定員が10人　　　　　　　　　【107単位】□ 利用定員が11人以上　　　　　　　【71単位】□その他の従業者を配置□ 利用定員が５人　　　　　　　　　 【180単位】□ 利用定員が６人　　　　　　　　　 【150単位】□ 利用定員が７人　　　　　　　　　 【129単位】□ 利用定員が８人　　　　　　　　　 【113単位】□ 利用定員が９人　　　　　　　　　 【100単位】□ 利用定員が10人　　　　　　　　　【90単位】□ 利用定員が11人以上　　　　　　　【60単位】 | 告示別表第1の1注8 |
| ５　専門的支援体制加算 | １　児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（児童指導員等加配加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）心理担当職員（心理学修了等）又は視覚障害児支援担当職員（研修修了等））（以下「理学療法士等」）を１名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　児童指導員等加配加算と異なり、本加算では、以下の点に留意されたい。・保育士及び児童指導員の経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要となる点・当該経験には、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験は含まれない点　　２　多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合において、例えば、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤換算要件を満たすこととなる。３　本加算は、通所支援計画を作成していない場合、当該作成していない障害児については算定できないこととする。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況○児童発達支援□　利用定員10人以下　　　　　　　　　 【123単位】□　利用定員11人以上20人以下　　　　　【82単位】□　利用定員21人以上　　　　　　　　　 【49単位】○主に重症心身障がい児を対象とした児童発達支援□ 利用定員が５人　　　　　　　　　 【247単位】□ 利用定員が６人　　　　　　　　　 【206単位】□ 利用定員が７人　　　　　　　　　 【176単位】□ 利用定員が８人　　　　　　　　　 【154単位】□ 利用定員が９人　　　　　　　　　 【137単位】□ 利用定員が10人　　　　　　　　　【123単位】□ 利用定員が11人以上　　　　　　　【82単位】 | 告示別表第1の1注9 |
| ６　看護職員加配加算 | １　看護職員加配加算(Ⅰ)以下のア及びイを満たす場合に算定しているか。ア　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所において、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置（常勤換算による配置）し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算しているか。イ　医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表しているか。また、公表方法についてはインターネットの利用等広く公表するものであるか。２　看護職員加配加算(Ⅱ)以下のア及びイを満たす場合に算定しているか。ア　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所において、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を２名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算しているか。イ　医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表しているか。また、公表方法についてはインターネットの利用等広く公表するものであるか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　看護職員加配加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、いずれか１つを算定するものであること。２　看護職員加配加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）における障害児の医療的ケアスコアの合計の点数の算出方法については、以下のとおり取り扱うこととする。1. 当該年度の前年度（毎年４月１日に始まり翌年３月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の医療的ケア児の利用日数と医療的ケアスコアを用いる。
2. 当該指定児童発達支援事業所を利用する医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の当該年度の前年度の延べ利用日数を乗じ、当該数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。なお、この割合の算出に当たっては、小数点第２位以下を切り上げるものとする。
3. 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所における医療的ケア児については、医療的ケアスコアを合算して算出すること。
4. 新設、増改築等（現に存する事業所であって直近1か年に看護職員加配加算を算定していないものを含む。以下において同じ。）の場合の医療的ケアスコアについては、

（ⅰ） 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において１年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の医療的ケアスコアの数は、新設又は増改築等の時点から３月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）のうち、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数により判断することとし、新設又は増改築の時点から３月以上１年未満の間は、新設又は増改築の時点から３月間における医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の延べ利用日数を乗じ、当該数を３月間の開所日数で除して得た数とする。また、新設又は増改築の時点から１年以上経過している場合は、直近１年間における医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の延べ利用日数を乗じ、当該数を１年間の開所日数で除して得た数とする。（ⅱ） 定員を減少する場合には、減少後の実績が３月以上あるときは、減少後３月における医　　　療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の延べ利用日数を乗じ、当該　数を３月間の開所日数で除して得た数とする。（ⅲ） これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事が認めた場合には、他　の適切な方法により、障害児の数を推定することができるものとする。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況□ 看護職員加配加算（Ⅰ）　□主として重症心身障害児を対象とした児童発達支援　　□ 利用定員が5人　　　　　　　　　　　 【400単位】□ 利用定員が6人　　　　　　　　　　　 【333単位】　　□ 利用定員が7人　　　　　　　　　　　 【286単位】　　□ 利用定員が8人　　　　　　　　　　　 【250単位】　　□ 利用定員が9人 　　　　　　　　　　　【222単位】　　□ 利用定員が10人 　　　　　　　　　　 【200単位】　□ 利用定員が11人以上 　　　　　　　　 【133単位】□ 看護職員加配加算（Ⅱ）□主として重症心身障害児を対象とした児童発達支援　　□ 利用定員が5人　　　　　　　　　　　 【800単位】□ 利用定員が6人 　　　　　　　　　　　【666単位】　　□ 利用定員が7人　　　　　　　　　　　 【572単位】　　□ 利用定員が8人 　　　　　　　　　 【500単位】　　□ 利用定員が9人 　　　　　　　　　　　【444単位】　　□ 利用定員が10人 　　　　　　　　　　 【400単位】　□ 利用定員が11人以上 　　　　　　　　 【266単位】公表方法（　　　　　　　） | 告示別表第1の1注10 |
| ７　共生型サービス体制強化加算 | １　児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型指定児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況□児発管及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置【181単位】□児発管を配置　　　　　　　　　　　　　　 【103単位】□保育士又は児童移動員を配置 【78単位】 | 告示別表第1の1注11 |
| ８　家族支援加　　　算 | １　児童発達支援事業所等に置くべき従業者が児童発達支援計画に基づき、あらかじめ給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問等して当該障害児及びその家族等（障害児のきょうだいを含む。）に対する相談援助を行った場合に1月につき４回を限度として、指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。（ただし、多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月４回を超えて算定することはできない。）※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　いずれについても、サービスを提供した日以外の日に相談援助を行った場合においても算定できること。また、当該障害児にサービスを提供しない月においては算定することはできない　　２　相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。ただし、障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合について、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族側の事情により30分未満となる場合はこの限りではないこと。　　３　テレビ電話装置等を活用して相談援助を行った場合の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には表情等の確認が難しい機器（例えば電話等）を使用することでも差し支えない。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障害児やその家族等に不利益が生じないよう、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。　　４　家族等への相談援助は、障害児が同席していない場合でも算定可能であるが、相談援助の内容に応じて、障害児の状態等の確認が必要な場合には同席の下で行うなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めること。また、相談援助を行うに当たっては、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。　　５　本加算は通所支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものであり、突発的に生じる相談援助（例えば、家族等からの電話に対応する場合）は対象とならない。　　６　相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。　　７　グループで相談援助を行う対象者は、２人から８人までを１組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、１として数えるものとする。　　８　グループの相談援助は、ペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組の実施によることが想定される。このため、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に関する一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい。　　９　家族支援加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は同一の日に実施した場合であっても、それぞれ算定できる。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況□家族支援加算（Ⅰ）　□障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合□所要時間1時間以上　　　　　　　　　　【300単位】□所要時間1時間未満　　　　　　　　　　【200単位】□事業所等において対面により相談援助を行った場合【100単位】□テレビ電話装置等を活用して相談援助を行った場合【80単位】□家族支援加算（Ⅱ）□対面によりグループで相談援助を行った場合【80単位】□テレビ電話装置等を活用してグループで相談援助を行った場合　　　　　　　　　　　　　　　　　【60単位】 | 告示別表第1の2 |
| ９　子育てサポート加算 | １　事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援等とあわせて、障害児の家族等に対して、児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を加算しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　あらかじめ保護者の同意を得た上で、従業者が個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること。　　２　サービスを提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていること。ただし、障害児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場面を観察しながら、障害児に支援を提供する従業者とは異なる従業者が相談援助等を行っても差し支えない。　　３　それぞれの障害児及び家族等の状態に応じて、当該障害児及び家族等と、支援を行う従業者とが、協働して取り組んでいくことが重要であることから、支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供する際に、支援を行う従業者による一方的な説明や指示、複数の障害児及び家族等に対する一斉指示、家族等へ障害児に対して行った支援内容を報告するのみではなく、それぞれの障害児及び家族等ごとの状態を踏まえて個別に障害児の状況や支援内容に関する説明と相談対応を行うなど、個々の障害児及び家族等にあわせて丁寧に支援を行うこと。　　４　複数の障害児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合には、それぞれの障害児及び家族ごとの状態に応じた支援が可能な体制を確保し支援を実施すること。この場合において、従業者１人があわせて行う相談援助は、最大５世帯程度までを基本とすること。　　５　支援場面に参加する等の機会の提供及び家族等への相談援助を行った場合には、障害児及び家族等ごとに当該機会の提供及び相談援助を行った日時及びその内容の要点に関する記録を作成すること。　　６　子育てサポート加算と家族支援加算を同日に算定することは可能であるが、子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助については、家族支援加算は算定できない。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況□ 子育てサポート加算　　　　　　　　　　　【80単位】 | 告示別表第1の2の2 |
| 10　利用者負担上限額管理加算 | １　指定児童発達支援事業所が給付決定保護者から依頼を受け、基準省令により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし　　　　　　　【150単位】 | 告示別表第1の4 |
| 11　福祉専門職員配置等加算 | １　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）基準省令の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。２　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）基準省令の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定している場合は算定できない。）３　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、加算（Ⅰ）又は加算（Ⅱ）を算定している場合は算定できない。）①　児童指導員若しくは保育士として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者の割合が100分の75以上であること。②　児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）のうち、「３年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害児通所支援事業、障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業（旧法施設を含む。）及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。２　多機能型事業所については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての障害児に対して加算を算定することとする。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況□ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　　　　　　【15単位】□ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　　　　　　【10単位】□ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　　　　　　【6単位】 | 告示別表第1の5 |
| 12　欠席時対応加算 | 指定児童発達支援事業所等において利用者が、あらかじめ当該指定児童発達支援の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定児童発達支援事業所等従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。（ただし、主たる対象が重症心身障害児である児童発達支援センター、児童発達支援事業所は、1月につき指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、重症心身障害児に限り1月につき8回を限度として、所定単位数を算定することができる）※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。２ 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況□ 欠席時対応加算　　　　　　　　　　　　【94単位】 | 告示別表第1の7 |
| 13　専門的支援実施加算 | １　理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を１以上配置するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、個別・集中的な専門的支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に応じ１月に４回又は６回を限度として、１回につき所定単位数を加算しているか。（ただし、指定児童発達支援事業所において児童発達支援計画を未作成の場合、共生型児童発達支援事業所において共生型サービス体制強化加算を算定していない場合は、加算を算定することはできない。）※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　理学療法士等を１以上配置し、当該理学療法士等が障害児ごとの個別支援計画を踏まえて、その有する専門性に基づく評価及び当該個別支援計画に則った支援であって５領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（以下「専門的支援実施計画」という。）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うこと。　また、その配置は、単なる配置で差し支えないものであり、指定通所基準の規定により配置すべき従業者や児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算で加配している人員によることも可能である。　　２　専門的支援実施計画の実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。　　３　理学療法士等が、当該障害児に対し専門的支援を実施した場合には、加算対象児ごとに当該支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録を作成すること。　　４　その他以下の点に留意すること。ア 専門的支援については、個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（５名程度まで）による実施又は指定通所基準の規定により配置するべき従業者を配置して小集団の組み合わせによる実施も可能とする。この場合、小集団ごとに指定通所基準の規定による人員基準を満たす必要はない。イ 専門的支援の提供時間は同日における当該障害児に対する支援時間の全てとする必要はないが、少なくとも30分以上を確保すること。ウ 専門的支援実施加算の１月の算定限度回数は、当該児童発達支援事業所における対象児の月利用日数に応じて、以下のとおりとすること。・障害児の月利用日数が12日未満の場合 限度回数４回・障害児の月利用日数が12日以上の場合 限度回数６回エ 専門的支援実施計画の作成及び見直しに当たっては、対象児及び保護者に対し説明するとともに、同意を得ること。 | １．　適　・　否　・　該当なし　　　　　　　【150単位】 | 告示別表第1の8 |
| 14　強度行動障害児支援加算 | １　強度の行動障害を有する児童に対し、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。　　（ただし、主たる対象が重症心身障害である児童発達支援事業所は算定しない。）２　さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　強度行動障害児支援加算については、障害児の行動障害の軽減を目的として、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者（以下「実践研修修了者」という。）を配置し、強度の行動障害のある児童に対して、サービスを支援計画シート等に基づいて行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。なお、支援計画シート等は「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26年３月31日付け障障発0331第8号厚生労働社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下同じ。）の１の（４）における「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」を指し、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の様式は平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）」において作成された標準的なアセスメントシート及び支援手順書兼記録用紙（当該通知中参考１及び２）を参照することとする。１　支援計画シート等については、実践研修修了者が、当該研修課程に基づいて、加算の対象となる児童についての情報の収集、障害特性の理解及び障害特性に応じた環境調整を行った上で作成すること。　　２　当該児童が他の事業所を利用している場合においては、当該事業所における強度行動障害児支援加算の算定の有無にかかわらず、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換を行うよう努めること。情報交換を行った場合は、出席者、実施日時、内容の要旨、支援計画シート等に反映させるべき内容を記録すること。なお、当該児童を担当する当該事業所とも同様の情報交換を行うことが望ましい。　　３　支援計画シート等に基づく指定児童発達支援等を行うに当たっては、強度行動障害支援者養成研修の知見を踏まえて、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても当該加算を算定することが可能であること。ただし、この場合において、以下の（１）及び（２）に掲げる取組を行うこと。　　　（１）従業者は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者又は実践研修修了者に対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行うこと。　　　（２）実践研修修了者は、原則として２回の指定児童発達支援等の利用ごとに１回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。　　４　実践研修修了者は３月に１回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行うこと。　　５　当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに500単位を加算することができることとしているが、これは強度行動障害を有する障害児が、通所の初期段階において、当該児童に対して標準的な支援を行うための手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた環境調整や支援計画シート等に基づく支援を適切に行うものであること。　　６　当該加算については、集中的支援加算を算定する期間においても算定可能である。　　７　共生型児童発達支援事業所においては、児童発達支援管理責任者を置いている場合に限り算定可能とする。 | １．　適　・　否　・　該当なし　　　　　　　【200単位】２．　適　・　否　・　該当なし　　　　　　　【500単位】 | 告示別表第1の8の2 |
| 15　集中的支援加算 | １　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると県知事が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。　（※広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和６年３月19日付こ支障第75号・障障発0319第１号 こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下同じ。）を参照）※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　本加算の算定は、加算の対象となる児童に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。２　集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。　　（１）広域的支援人材が、加算の対象となる児童及び事業所のアセスメントを行うこと。　　（２）広域的支援人材と事業所の従業者が共同して、当該児童の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね１月に１回以上の頻度で見直しを行うこと。　　（３）事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、入所支援計画及び支援計画シート等（強度行動障害児特別支援加算を算定している場合に限る。）に基づき支援を実施すること。　　（４）事業所が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該児童への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該児童の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること。　　（５）当該児童が他の事業所を利用している場合にあっては、当該事業所と連携すること。　　（６）当該児童へ障害児相談支援を行う事業所と緊密に連携すること。　　３　当該児童の状況及び支援内容について記録を行うこと。　　４　集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること。　　５　福祉型障害児入所施設は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。 | １．　適　・　否　・　該当なし　　　　　　【1,000単位】 | 告示別表第1の8の３ |
| 16　人工内耳装用児支援加算 | １　人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）児童発達支援センターにおいて、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。２　人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）言語聴覚士を１以上配置しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）は、以下のいずれも満たす場合に算定すること。（１）指定児童発達支援給付費の算定に必要な員数に加え、言語聴覚士を１以上配置（常勤換算に限らない単なる配置で可）していること。（２）関係機関の求めに応じて、人工内耳装用児への支援に関する相談援助を行うこと。相談援助を行った場合には、実施日時及びその内容の要点に関する記録を作成すること。（３）言語聴覚士が人工内耳装用児の状態や個別に配慮すべき事項等を把握し、児童発達支援管理責任者と連携して当該事項を個別支援計画に位置付けて支援を行うこと。（４）人工内耳装用児への適切な支援を提供するため、人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診察を行う医療機関との連携体制が確保されていること。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況□人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）　　　　　　　　□　利用定員20人以下　　　　　　　　　 【603単位】□　利用定員21人以上30人以下　　　　　【531単位】□　利用定員31人以上40人以下　　　　　【488単位】□人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）　　　　　【150単位】 | 告示別表第1の8の４ |
| 17　視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 | １　視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（以下この注において「視覚障害児等」という。）との意思疎通に関し専門性を有する者を１以上配置しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、視覚障害児等に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　「視覚障害児等」とは、具体的には次のいずれかに該当する児童であること。（１）視覚に重度の障害を有する障害児視覚障害に関して１級又は２級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児（２）聴覚に重度の障害を有する障害児聴覚障害に関して２級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児（３）言語機能に重度の障害を有する障害児言語機能に関して３級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児２　当該障害児に対して支援を行う時間帯を通じて、視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者を配置し、当該人材がコミュニケーション支援を行いながら当該障害児に対して指定児童発達支援を行うこと。当該配置については、指定通所基準の規定により配置すべき従業者によることも可能である。また、常勤換算ではなく単なる配置によることも可能である。３　「視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者」とは、具体的には障害の種別に応じて次のいずれかに該当する者であること。（１）視覚障害点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者（２）聴覚障害又は言語機能障害日常生活上の場面において、必要な手話通訳等を行うことができる者（３）障害のある当事者障害特性に応じて、当事者としての経験に基づきコミュニケーション支援を行うことができる者 | １．　適　・　否　・　該当なし　　　　　　　【100単位】 | 告示別表第1の8の５ |
| 18　個別サポート加算 | １　個別サポート加算(Ⅰ)　　指定児童発達支援事業所等において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。　　（ただし、主たる対象が重症心身障害である児童発達支援事業所は算定しない。）２　個別サポート加算(Ⅱ)　　要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　個別サポート加算（Ⅰ）については、著しく重度の障害児への支援を充実させる観点から、対象となる児童を以下のとおりとする。（１）重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児（重症心身障害児）（２）身体に重度の障害がある児童（１級又は２級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）（３）重度の知的障害がある児童（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児）（４）精神に重度の障害がある児童（１級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）　　２　個別サポート加算（Ⅱ）については、支援の必要性について、保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること。※「個別サポート加算（Ⅱ）の取扱いについて」（令和３年３月31日事務連絡）も参照（１） 児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（以下「連携先機関等」という。）と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。（２） 連携先機関等との（１）の共有は、６月に１回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。（３） （１）のように、連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、個別支援計画に位置付け、通所給付決定保護者の同意を得ること。（４） 市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。（５） 当該加算を算定するために必要な児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携については、当該加算で評価しているため、関係機関連携加算（Ⅲ）は算定しない。その他の観点により、医療機関との連携を行った場合には、この限りではない。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況□ 個別サポート加算（Ⅰ）　　　　　　　　　【120単位】□ 個別サポート加算（Ⅱ）　　　　　　　　 【150単位】 | 告示別表第1の9 |
| 19　入浴支援加算 | １　指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児（以下「医療的ケア児」という。）又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、１月につき８回を限度として、所定単位数を加算しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　対象児を安全に入浴させるために必要となる浴室及び浴槽並びに衛生上必要な設備を備えた上で、これらの設備について衛生的な管理を行っていること。浴室及び浴槽は対象児の状態等に応じて入浴させるに適した構造や面積等を有していること。２　障害児の障害の特性、身体の状況等も十分に踏まえた安全に入浴させるための必要な体制を確保すること。具体的には３の安全計画を踏まえながら以下の取組を行うこと。（１）４で把握した情報等を踏まえ、個々の対象児について、その特性等を踏まえた入浴方法や支援の体制、手順などについてあらかじめ書面で整理するとともに、入浴支援を行う従業者に周知すること。（２）入浴機器について、入浴支援を行う日及び定期的に、安全装置を含め、安全性及び衛生面の観点から点検を行うこと。（３）入浴支援にあたる全従業者に対して、定期的に入浴支援の手法や入浴機器の使用方法、突発事故が発生した場合の対応等について研修や訓練等を実施すること。３　指定通所基準第40条の２に定める安全計画において、入浴支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について定め、従業者に対して周知徹底を図るとともに、当該計画に基づく取組を実施すること。４　入浴支援の実施に当たっては、対象児の障害の特性、家庭における入浴の状況その他の入浴支援を実施するにあたっての必要情報を把握し、これらの情報を踏まえて個別に配慮すべき事項や体制について通所支援計画に位置付けた上で実施すること。情報の把握に当たっては、必要に応じてかかりつけ医や、居宅介護による入浴支援、訪問入浴サービス等、既に利用している入浴関係のサービス等がある場合には、当該サービス等を提供している事業者等の関係者にも聴き取りを行ない、情報収集を行うことが望ましいこと。なお、入浴中に職員の見守りがなくなる時間が生じないようにすること。５　入浴支援は、２で整理した個々の入浴方法等や通所支援計画に基づき、安全確保のために必要な体制を確保した上で、対象児の障害の特性や発達段階に応じた適切な方法で行うこと。６　対象児の年齢等を考慮しながら、本人や家族の意に反する異性介助が行われないようにすること。また、プライベートゾーンや羞恥心に配慮した支援を行うこと。７　浴槽を使用した部分浴は算定できるものとするが、清拭は算定しない。また、シャワー浴については、洗身を行う場合は認められるが、単にシャワーを浴びせるだけの場合は算定できない。 | １．　適　・　否　・　該当なし　　　　　　　【55単位】 | 告示別表第1の９の２ |
| 20　医療連携体制加算 | １　医療連携体制加算（Ⅰ）医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、児童発達支援センター又は指定児童発達支援事業所において、医療的ケア区分３～１の障害児若しくは重症心身障害児に対し、指定児童発達支援を行う場合は、算定しない。）２　医療連携体制加算（Ⅱ）医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、医療的ケア区分３～１の障害児若しくは重症心身障害児に対し、指定児童発達支援を行う場合は、算定しない。）３　医療連携体制加算（Ⅲ）　　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算しているか。　　（ただし、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、医療的ケア区分３～１の障害児若しくは重症心身障害児に対し、指定児童発達支援を行う場合は、算定しない。）４　医療連携体制加算（Ⅳ）医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して４時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。　　（ただし、１から３までのいずれかを算定している場合又は児童発達支援センター若しくは指定児童発達支援事業所において、医療的ケア区分３～１の障害児又は重症心身障害児に対し、指定児童発達支援を行う場合は、算定しない。　　この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が３人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、児童発達支援センター若しくは児童発達支援事業所において、医療的ケア区分３～１の障害児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定児童発達支援を行うことを原則とする。）５　医療連携体制加算（Ⅴ）　　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して４時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。　　（ただし、１から３までのいずれかを算定している場合又は児童発達支援センター若しくは児童発達支援事業所において、医療的ケア区分３～１の障害児又は重症心身障害児に対し、指定児童発達支援を行う場合は、算定しない。　　この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が３人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、児童発達支援センター若しくは児童発達支援事業所において、医療的ケア区分３～１の障害児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定児童発達支援を行うことを原則とする。）６　医療連携体制加算（Ⅵ）医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合につき当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、医療的ケア区分３～１の障害児若しくは重症心身障害児に対し、指定児童発達支援を行う場合は、算定しない。）７　医療連携体制加算（Ⅶ）喀痰吸引等が必要な~~者~~障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、１から５までのいずれかを算定している場合又は児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、医療的ケア区分３～１の障害児に対し、指定児童発達支援を行う場合は、算定しない。） | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況□ 医療連携体制加算（Ⅰ）　　　　　　　　　【32単位】□ 医療連携体制加算（Ⅱ）　　　　　　　　　【63単位】□ 医療連携体制加算（Ⅲ）　　　　　　　　　【125単位】□ 医療連携体制加算（Ⅳ）　□看護を受けた障害児が1人　　　　　　　【800単位】□看護を受けた障害児が2人　　　　　　　【500単位】□看護を受けた障害児が3人以上8人以下　【400単位】□ 医療連携体制加算（Ⅴ）□看護を受けた障害児が1人　　　　　　　【1600単位】□看護を受けた障害児が2人　　　　　　　【960単位】□看護を受けた障害児が3人以上8人以下　【800単位】□ 医療連携体制加算（Ⅵ）　　　　　　　　 【500単位】□ 医療連携体制加算（Ⅶ）　　　　　　　　 【250単位】 | 告示別表第1の10 |
| 21　送迎加算 | １　障害児（児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及びを除く。）に対して行う場合障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道に　　つき所定単位数を加算しているか。また、重症心身障害児又は医療的ケア児を対象に送迎を行った場合に片道につき40単位、医療的ケアスコアが16点以上の医療的ケア児を対象に送迎を行った場合に片道につき80単位を、所定単位数に加算しているか。※医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可２　障害児（児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所に限る。）に対して行う場合重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。※重症心身障害児については、~~職員~~運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき従業者（直接支援業務に従事するものに限る。）の付き添いが必要※医療的ケア児については、運転手に加えて看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの送迎にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。）の付き添いが必要３　上記加算において指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　医療的ケア児について、医療的ケアスコアの判定がされていない場合があるが、この場合においても特定行為が必要な障害児については対象として差し支えない。なお、重症心身障害児が医療的ケア児である場合については、医療的ケア児として本加算を算定するため、運転手に加えて看護職員を伴って送迎する必要があること。　　２　送迎については、事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外】□障害児を対象　　　【片道54単位】□重症心身障害児又は医療的ケア児を対象　　　　　　【上記＋片道40単位】□医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上）を対象【上記＋片道80単位】２．　適　・　否　・　該当なし算定状況【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所】□重症心身障害児を対象　　　　　　　　　【片道40単位】□医療的ケア児を対象　　　　　　　　　　【片道40単位】□医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上）を対象【片道80単位】３．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の11 |
| 22　延長支援加　　算 | １　児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を対象とする児童発達支援事業所において障害児及び医療的ケア児を対象とする場合、次の①～⑧に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援事業所等において、障害児の障害種別及び延長支援時間に応じ1日につき所定単位数を加算しているか。①　障害児ごとの通所支援計画に定める標準的な発達支援時間が５時間としており、かつ、その発達支援時間に加えて別途延長支援時間を通所支援計画にあらかじめ位置づけている障害児について、発達支援を行う前後の時間帯において、延長支援を行っていること。②　障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由があり、あらかじめ保護者の同意を得た上で、延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を通所支援計画に位置づけて行っていること。なお、通所支援計画に基づき延長支援を障害児に行う中で、延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にあっては、本加算の算定を可能とする。この場合には、急な延長支援を必要とした理由及び延長支援時間について記録を行うこと。また、急な延長支援を行う状況が継続する場合にあっては、速やかに通所支援計画の見直すこと。③　延長支援時間は、１時間以上で設定すること。発達支援の利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合においては、前後いずれも１時間以上の延長支援時間を設定すること。なお、延長支援時間には、送迎時間は含まれない。④　加算する単位数の区分の判定に当たっては、実際に要した延長支援時間によることを基本とすること。ただし、実際の延長支援時間が通所支援計画に定めた延長支援時間を超える場合にあっては、通所支援計画に定めた延長支援時間によることとする。また、障害児又は保護者の都合により実際の延長支援時間が１時間未満となった場合には、「延長時間30分以上1時間未満」の単位数（61単位又は128単位）を算定することができる。この場合にあっても、30分以上の延長支援が必要である。⑤　延長支援時間における障害児の数が10人以下の場合は、２人以上の従業者を配置すること。障害児の数が10人を超える場合の職員の数については、２人に、障害児の数が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上の従業者を配置すること（例：障害児の数が23人の場合、延長支援時間における従業者の数は４名）。このうち、１人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者（児童発達管理責任者を含む。）を配置すること。⑥　医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、⑤の従業者の配置のうち、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。）を１名上配置すること。⑦　運営規定に定める営業時間が６時間以上であること。⑧　障害児に提供した延長支援時間を記録すること。２　主として重症心身障害児を対象とする児童発達支援事業所において重症心身障害児を対象とする場合及び共生型児童発達支援事業所については、次の①～⑥に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援事業所等において、障害児の障害種別及び１日の延長支援に要した時間に応じ1日につき所定単位数を加算しているか。①　運営規程に定める営業時間が８時間以上であり、営業時間の前後の時間（以下「延長時間帯」　という。）において、指定児童発達支援等を行っていること。②　ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。③　個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は８時間未満で　あっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。④　１の⑤を準用⑤　１の⑥を準用⑥　保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況□児童発達支援事業所□障害児を対象　□延長時間30分以上1時間未満　　　　　　【61単位】　　□延長時間1時間以上2時間未満　　　　　 【92単位】　　□延長時間2時間以上　　　　　　　　　　【123単位】□重症心身障害児又は医療的ケア児を対象　□延長時間30分以上1時間未満　　　 　　【128単位】　　□延長時間1時間以上2時間未満　　　　　【192単位】　　□延長時間2時間以上　　　　　　　　　　【256単位】２．　適　・　否　・　該当なし算定状況□重症心身障害児を主な対象とする児童発達支援事業所□重症心身障害児を対象　□延長時間1時間未満　　　　 　　　　 　【128単位】　　□延長時間1時間以上2時間未満　　　　　【192単位】　　□延長時間2時間以上　　　　　　　　　　【256単位】□共生型児童発達支援事業所□障害児を対象　□延長時間1時間未満　　　　　　　　 　　【61単位】　　□延長時間1時間以上2時間未満　　　　　 【92単位】　　□延長時間2時間以上　　　　　　　　　　【123単位】□重症心身障害児又は医療的ケア児を対象　□延長時間1時間未満　　　　　 　　　　 【128単位】　　□延長時間1時間以上2時間未満　　　　　【192単位】　　□延長時間2時間以上　　　　　　　　　　【256単位】 | 告示別表第1の12　　　 |
| 23　関係機関連携加算 | １　関係機関連携加算（Ⅰ）指定児童発達支援事業所等において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下「保育所等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。（ただし、共生型児童発達支援事業所については、共生型サービス体制強化加算を算定していない場合は、算定できない）２　関係機関連携加算（Ⅱ）指定児童発達支援事業所等において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。３　関係機関連携加算（Ⅲ）　　指定児童発達支援事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。４　関係機関連携加算（Ⅳ）　　障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　関係機関連携加算（Ⅰ）を算定する場合（１）あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児が日々通う保育所等施設との間で通所支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催すること。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害児が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。（２）（１）の会議の開催に留まらず、保育所等施設との日常的な連絡調整に努めること。（３）（１）の会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、通所支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、通所支援計画を作成又は見直しをすること。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にわかるよう留意すること。（４）会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の要旨及び通所支援計画に反映させるべき内容を記録すること。　　２　関係機関連携加算（Ⅱ）を算定する場合　　（１）あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児が日々通う保育所等施設との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行うこと。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。（２）（１）の会議の開催等に留まらず、保育所等施設との日常的な連絡調整に努めること。（３）会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時及びその内容の要旨を記録すること。（４）（１）の会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて通所支援計画を見直すなど、関係機関と連携した支援の提供を進めること。　　３　関係機関連携加算（Ⅲ）を算定する場合　　（１）あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、児童相談所等関係機関との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行うこと。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。（２）（１）の会議の開催等に留まらず、児童相談所等関係機関との日常的な連絡調整に努めること。（３）会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時及びその内容の要旨を記録すること。（４）（１）の会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて通所支援計画を見直すなど、関係機関と連携した支援の提供を進めること。（５）個別サポート加算（Ⅱ）（要保護・要支援児童への支援の評価）を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては算定しない。　　４　関係機関連携加算（Ⅳ）を算定する場合　　（１）障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。（２）就学時の加算とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであること。（３）就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続Ａ型及びＢ型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。（４）障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。（５）連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録をすること。５　その他（１）関係機関連携加算（Ⅰ）の場合においては、共生型事業所については、児童発達支援管理責任者を配置していないときには、算定できないこと。（２）関係機関連携加算（Ⅰ）と関係機関連携加算（Ⅱ）は、同一の月においていずれかのみ算定可能とする。（３）保育所等訪問支援との多機能型事業所の場合、関係機関連携加算（Ⅲ）と保育所等訪問支援の関係機関連携加算は同一の月においていずれかのみ算定可能とする。（４）関係機関連携加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれの場合においても、障害児が複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、当該障害児が障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めること。なお、他の障害児通所支援事業所等との連携については加算の対象とはしないものであること。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況□ 関係機関連携加算（Ⅰ）　　　　　　　　 【250単位】□ 関係機関連携加算（Ⅱ）　　　　　　　　 【200単位】□ 関係機関連携加算（Ⅲ）　　　　　　　　 【150単位】□ 関係機関連携加算（Ⅳ）　　　　　　　　 【200単位】 | 告示別表第1の12の2 |
| 24　事業所間連携加算 | １　事業所間連携加算（Ⅰ）セルフプランで障害児支援の複数事業所を併用する児について、コーディネートの中核となる事業所として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。２　事業所間連携加算（Ⅱ）セルフプランで障害児支援の複数事業所を併用する児について、事業所間連携加算（Ⅰ）の会議に参画する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　事業所間連携加算の対象となる障害児市町村における支給決定において、指定障害児相談支援事業者が作成する計画案に代えて、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成するセルフプランが提出されている障害児であって、複数の指定児童発達支援事業所等から、継続的に指定児童発達支援の提供を受ける障害児であること（以下「加算対象児」という。）。２　事業所間連携加算（Ⅰ）の取扱いについて（１）市町村から、加算対象児の支援について適切なコーディネートを進める中核となるコア連携事業所として、事業所間の連携を実施するよう依頼を受けた指定児童発達支援事業所等であること。（２）コア連携事業所として、あらかじめ保護者の同意を得た上で、加算対象児が利用する他の指定児童発達支援事業所等との間で、加算対象児に係る支援の実施状況、心身の状況、生活環境等の情報及び加算対象児の通所支援計画の共有並びに支援の連携を目的とした会議を開催し、情報共有及び連携を図ること。会議は、テレビ電話装置等を活用した開催としても差し支えない。また、会議は加算対象児が利用する全ての事業所が出席することを基本とするが、やむを得ず欠席が生じる場合にも、本加算の算定を可能とする。この場合であっても、当該欠席する事業所と事前及び事後に加算対象児及び会議に関する情報共有及び連絡調整を行うよう努めること。（３）会議の内容及び整理された加算対象児の状況や支援に関する要点について、記録を行うとともに、他の事業所、市町村、加算対象児の保護者に共有すること。市町村に対しては、あわせて、加算対象児に係る各事業所の通所支援計画を共有すること。また、障害児及び保護者の状況等を踏まえて、急ぎの障害児相談支援の利用の必要性の要否について報告すること。（４）加算対象児の保護者に対して、（３）で整理された情報を踏まえた相談援助を行うこと。当該相談援助については、家庭連携加算の算定が可能であること。（５）（３）で整理された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を踏まえた支援を行うとともに、必要に応じて通所支援計画を見直すこと。３　事業所間連携加算（Ⅱ）の取扱いについて（１）加算対象児が利用するコア連携事業所以外の指定児童発達支援事業所等であること。（２）コア連携事業所が開催する会議に参加し、必要な情報共有及び連携を行うとともに、通所支援計画をコア連携事業所に共有すること。なお、会議への参加を基本とするが、やむを得ず出席できない場合であって、会議の前後に個別にコア連携事業所と情報共有等を行い連携を図るとともに、通所支援計画の共有を行った場合には本加算の算定を可能とする。（３）２の（３）でコア連携事業所により整理・共有された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を踏まえた支援を行うとともに、必要に応じて通所支援計画を見直すこと。４　本加算は、セルフプランの場合に適切な支援のコーディネートを図るためのものであることから、障害児相談支援におけるモニタリングと同様の頻度（概ね６月に１回以上）で取組が行われることが望ましい。また、コア連携事業所において、加算対象児の変化が著しい場合など取組の頻度を高める必要があると判断された場合には、適切なタイミングで取組を実施すること。また、加算対象児が利用する事業所においては、会議の実施月以外においても、日常的な連絡調整に努めること。５　加算対象児が利用する事業所の全てが同一法人により運営される場合には、本加算は算定されない。この場合であっても、加算対象児の状況や支援に関する情報共有を行い、相互の支援において連携を図ることが求められる。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況□ 事業所間連携加算（Ⅰ）　　　　　　　　 【500単位】□ 事業所間連携加算（Ⅱ）　　　　　　　　 【150単位】 | 告示別表第1の12の３ |
| 25　保育・教育等移行支援加算 | １　指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。以下「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（以下「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して６月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、２回を限度として所定単位数を加算しているか。２　移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算しているか。３　移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　退所前に移行に向けた取組（移行先への助言援助や関係機関等との移行に向けた協議等）を行った場合（１）退所前６月以内に、移行先施設との間で、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言援助等（保育・教育等移行支援）を行うこと。（２）退所前の保育・教育等移行支援については、移行先施設との間で、こどもや家族の状況や課題の共有を行うとともに、会議においては、移行に向けて必要な取組等の共有や連携調整などを行うこと。また、助言援助においては、必要な環境調整や支援方法の伝達などを行うこと。（３）保育・教育等移行支援については、障害児及び家族の意向や課題を把握し、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、通所支援計画に位置付けて計画的に実施すること。２　退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合（１）退所後30日以内に、障害児の居宅等を訪問して相談援助を行うこと。（２）相談援助においては、障害児又はその家族等に対して、移行後の生活における課題等に関して相談援助を行うこと。３　退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った場合（１）退所後30日以内に、移行先施設を訪問して移行先施設に助言・援助等を行うこと。（２）助言援助においては、移行先施設に対して、移行後の生活における課題等に関して助言援助を行うこと。４　退所前の保育・教育等移行支援、退所後の居宅等を訪問しての相談援助及び退所後の移行先施設を訪問しての助言援助を行った場合は、当該支援又は援助を行った日及びその内容の要点に関する記録を行うこと。５　本加算は、退所前の保育・教育等移行支援については退所日に、また、退所後の援助については実施日（訪問日）に算定すること。６　１から３に係る保育・教育等移行支援加算は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合イ 退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（幼稚園を除く。）へ入学する場合エ 死亡退所の場合 | １．　適　・　否　・　該当なし　　　　　　　【500単位】２．　適　・　否　・　該当なし　　　　　　　【500単位】３．　適　・　否　・　該当なし　　　　　　　【500単位】 | 告示別表第1の12の４　　　 |
| 26　共生型サービス医療的ケア児支援加算 | １　看護職員又は認定特定行為業務従事者を１以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。） | １．　適　・　否　・　該当なし　　　　　　　【400単位】 | 告示別表第1の12の５ |
| 27　福祉・介護職員等処遇改善加算 | １　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）基準に適合する福祉・介護職員等の処遇改善を実施しているものとして知事に届け出た事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を算定しているか。ア　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（131／1000）　　　　　　　　【加算要件】　　月額賃金改善要件Ⅰ～Ⅱ、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅴ、職場環境等要件の区分ごとに２以上の取組（生産性向上は３以上）とHP掲載等を通じた見える化イ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（128／1000）【加算要件】　　月額賃金改善要件Ⅰ～Ⅱ、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ、職場環境等要件の区分ごとに２以上の取組（生産性向上は３以上）とHP掲載等を通じた見える化ウ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（118／1000）【加算要件】　月額賃金改善要件Ⅰ～Ⅱ、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の区分ごとに１以上の取組（生産性向上は２以上）エ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（96／1000）【加算要件】　月額賃金改善要件Ⅰ～Ⅱ、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅱ、職場環境等要件の区分ごとに１以上の取組（生産性向上は２以上）※所定単位は、基本報酬及び各種加算（福祉・介護職員処遇改善加算等を除く）を算定した単位数の合計　※加算の内容については、障障発0307第１号、こ支障第11号 令和７年３月７日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知を参照すること。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | 告示別表第１の13 |